〔研究ノート〕

社会系教科教育のジェンダー主流化に関する一考察* 一女性の不平等に着目する政治学の議論を踏まえて一

斉 藤 雄 次**

A Study on Gender Mainstreaming in Social Studies Education: Based on Argument in Political Science about Female Inequality*

Yuii SAITO**

**Department of Business and Economics, School of Business and Economics, Nippon Bunri University

1. はじめに

近年は、男女間の平等の実現や LGBTQ の人々への権利保障の実現など、後天的につくられた性(ジェンダー)にもとづく格差の解消や性の多様性の承認の問題が、国内外を問わず注目を集めるようになってきている。特に女性をめぐる問題は、日本が他国に比べて政治や経済の分野で女性の進出が遅れていることが、世界経済フォーラムの発表したジェンダー・ギャップ指数をめぐる報道によって示された。また近年は、2021年2月に東京オリンピックに関する指導的立場にある男性が女性蔑視とも取れる発言を行い、それが社会的な注目を集めることにもなった。このように、男女の非対称な関係の改善は、いまや社会的な課題として認識されるようになってきている。

一方、学校教育の領域においても、ジェンダーにもとづく格差の解消は重要な課題となる。子どもは将来の社会の担い手であり、子どもがジェンダー意識を高めることは、将来の社会におけるジェンダーにもとづく格差の

解消,すなわちジェンダー平等の実現にも影響を与えることになると考えられるためである。そして小中学校の社会科に加え、高校の地理歴史科、公民科を含めた社会系教科は、政治や経済、社会や文化というテーマを様々な時間軸・空間軸から扱う教科でもあり、ジェンダー平等の現状や課題について、子どもに学習させやすいと思われる。そのため、社会系教科教育を通じた将来的なジェンダー平等の実現は、検討に値する。

また社会系教科教育にジェンダーの視点を取り入れることは、ジェンダー主流化としてその意義が近年語られるようにもなってきている。例えば小浜は、ジェンダー主流化を「コンテンツとしてのジェンダー関連トピックの重視だけでなく、コンピテンシーとしてのジェンダーに敏感に社会をとらえ、考え、行動する力を育てること」と定義し、社会科教育のジェンダー主流化を、「社会科教育の多様な場面で、ジェンダー視点を生かすこと、つまり歴史的に形成され変化するジェンダー構造に注意して社会を認識し、判断し、行動する力を育成すること」(小浜2021:120)であるとしている。男女の非対称な関係は、政治や経済など現在どのような領域で見ら

^{*2022}年6月14日受理

^{**}日本文理大学経営経済学部経営経済学科 助教

れるのか(公民),過去の状況はどうであったのか(歴史),それは日本特有の問題なのか(地理)といった観点から社会系教科におけるジェンダー平等について子どもに考えさせ、子どものジェンダー意識を高めることができれば、それはジェンダー主流化を、社会系教科教育を通じて実現すること、社会系教科教育のジェンダー主流化を実現することにもつながるものと思われる。

一方、これまでの社会が女性を排除するものであった ことは、政治学の領域においても様々に語られてきた。 例えば山田は、「一般的には男女の普通参政権の実現を もって『男女平等は実現済み』とされてしまうのに対し て、現実の女性は経済的・社会的に(そして実は政治的 にも) 劣位の状態に固定されがちなのであって、女性の 視点からすれば『女性にとってデモクラシーは存在しな い』ということにもなる | (山田2010:99) と述べ、複 数政党制と普通選挙制度を基盤とする自由民主主義の抱 える課題の一つとしての女性の地位の問題を指摘してい る。また山田は、そうした女性の置かれる状況を改善す るデモクラシー論として「ラディカル・デモクラシー」 の議論があることを紹介するとともに、ロックやルソー の社会契約論の思想などが男性中心的なものであること を明らかにしたキャロル・ペイトマンの主張に注目し. その主張もラディカル・デモクラシー論に含まれるとし ている(山田2010)。

このように、自由民主主義、またはそれ以前の民主主義観にもとづく社会が前提とする市民は男性であり、女性は市民に含まれてこなかったことが、政治学の知見によって明らかになっている。もしもジェンダーを社会系教科の学習で適切に扱わない場合、子どもは男性中心的な市民へと育成されてしまう可能性も、あるのではないだろうか。社会系教科教育を通じたジェンダー平等の実現、社会系教科教育のジェンダー主流化の推進は、民主主義社会に生きる市民の育成という観点からも求められるということになろう。

だが、こうした政治学の知見を踏まえて社会系教科のジェンダー主流化の意義を主張する先行研究は管見の限り見られず、ジェンダー主流化の実現につながる授業のあり方についても、小浜の先行研究も含め未だ提示されていない。そこで本稿では、社会系教科教育のジェンダー主流化を考える上で有用であると考えられる先行研究と政治学的知見がもたらす市民像も踏まえて、様々な学校段階でジェンダー主流化の実現につながるような授業の姿について考察する。

2. 社会系教科教育のジェンダー主流化に関わる先行研 究の到達点と今後の示唆

2-1 社会系教科におけるジェンダーの取り扱い

社会系教科教育のジェンダー主流化のあり方を考えることにもつながる議論は、これまでの社会科教育研究においても様々に見られてきた。

例えば2018年には、社会科教育の研究者と小中高等学校の教員によってジェンダーを子どもに意識させる授業が実施されたり、提案されたりしている(升野ほか編2018)。また、社会系教科の学習内容にジェンダーの視点が不足していることを指摘する研究は、歴史学者など社会科教育を専門としない研究者によっても様々になされている。例えば久留島は、2008・2009年に改訂され、子ども同士の対話的な学びが言語活動として重視されるようになった学習指導要領よりも前に編成された高校の科目「日本史B」の教科書を分析し、教科書に登場する女性の数が男性に比べて少ないことを指摘している(久留島2010)。

あるいは河西は、2008・2009年改訂版の学習指導要領のもとで編成された高校の科目「日本史B」の教科書の記述を、近現代史を中心に分析し、教科書に登場する女性が少なく、特定の人物に集中していること、女性の歩みが通史的に理解できるような構成となっていないことなどを課題として挙げている(河西2014)。

さらに、教科書記述に占める女性の記述の不足をはじ め、日本の社会系教科の教科書がジェンダーを子どもに 意識させるものとなっていないことは、2006年に発行さ れた高校の科目「世界史B」の教科書を分析した富永に よっても示されている(富永2010)。富永は、2008・2009 年より以前の学習指導要領にもとづく世界史教科書の問 題として、男性が565人登場するのに対して女性は21人 と少なく、記述も断片的であること、そこから女性の歩 みを読み取ることができないことを挙げている。加えて 富永は、男性中心の世界史から逆照射されることとし て,「女性は女性であるがゆえに現実の政治・経済の表 舞台から排除されていったのみならず、女性であるがゆ えに歴史記述から抹殺されてきたこと |. 「男性支配の確 立の背後には男性エリートによる『知の独占』があった こと」を挙げ、「単に既存の歴史に女性を登場させたり、 女性史を書き加えたりすることではなく、女性の社会的 地位の変化がどのようにして起こったのか、その力学を 歴史過程の中で明らかにすること | (富永2010:59) が 重要であるとしている。

このように、社会系教科の学習がジェンダー主流化から遠いものであったことは様々に指摘されてきた。

2-2 社会系教科のジェンダー主流化に関わる提案

一方, 社会系教科教育のジェンダー主流化につながる 提案もまた、これまでの先行研究では行われてきた。

まず教材分析に関しては、高校日本史について河西 が, 男性が中心の歴史叙述だけでなく, 女性の記述も組 み込み、平等・人権・平和の観点から歴史を学ばせるこ と、男女や親子、家族関係などと政治や経済、社会との 関わりについて学ばせ、子どもの生活の身近な単位であ る家族を意識させること、コラム形式で女性を取り上げ るのではなく、女性に関する歴史を通史的に理解させる 教科書記述にすることを提案している (河西2014)。河 西は、「取り上げ方が曖昧な部分も多く、女性に関する 記述は『点描』にとどまっている」こと、すなわち、「教 科書は男性中心の叙述で、女性はその中でのエピソード として紹介されていること | (河西2014:59) を現行の 日本史記述の最大の問題点としている論者であるため に、上記のような改善を主張しているのであるが、女性 をエピソードとして取り上げる限り,「歴史を形成して きたのは男性である」というジェンダーに対する先入観 や偏見(ジェンダーバイアス)を、教科書を見る子ども に抱かせる可能性は生じうる。そのため、河西の指摘は 社会系教科教育のジェンダー主流化を目指す上でも参考 になる。

また高校世界史に関して富永は、日本と同様に女性を取り上げる数が少ないアメリカの教科書においては、名前を持つ女性の活動、男性と異なる経験をした無名の女性の存在に多くのページ数が割かれている点に注目し、日本の世界史教科書も「女性が閉じ込められてきた社会史の領域を、政治・経済の領域と接合する」(富永2010:61)などの改善が必要であると述べる。

さらに、校種を問わず地理の学習にあたってもジェンダーに配慮することが必要であるとの提案が、金によってもなされている。金は、男性が空間的認知能力に優れており、女性が言語的認知能力に優れているという一般的な言説に従えば、地理学習は女性に不利に働きかねないという点に注目し、集団による協同的な学びを展開するアメリカの地理学習プロジェクトを、ジェンダーフリーな地理教育を考える上での足がかりにすべきであるとしている(金2008)。あるいは高校公民科に関しては、升野が2008・2009年改訂よりも前に発行された科目「政治・経済」の教科書を分析し、「性別を示さない語が男性のみにあてはまる文脈で使われている」、「男女差別を

限定的な文脈でしか提示しない」、「男性のみの問題を全体の問題として扱っている」、「性別役割分業を当然視した内容が書かれている」(升野2008:85)単元があることなどを課題として挙げるとともに、シティズンシップ論などから社会科学に対して寄せられた批判に公民科や社会科も耳を傾けるべきであるとしている(升野2008)。

このように、教材分析に関する先行研究からは、社会系教科教育のジェンダー主流化の実現にもつながる様々な示唆が見られる $^{(1)}$ 。

次に授業開発に関しては、例えば塙は平等権に焦点を当てる科目「政治・経済」の授業を実施し、「男は会社、女は家事」のような考え方が性差別にあたることや、日本に性差別が存在することなどについて生徒に考えさせている。塙の報告では、これまで気がつかなかったことに気づき、性差別を表面的にではなく本質的に理解しようとする生徒が多かったこと、生徒が平等を多義的に理解できるようになったことが、成果として挙げられている(塙2018)。

また大学生向けに実施された授業であるが、小中高の各学校段階における学習にも活用可能なものとして、単元「バービー人形で考える社会」も金によって開発されている。この単元では、バービー人形が発展途上国の工場で作られ、そこで働く労働者も若い女性であることについても考えさせることになっている(金2018)。こうした学習は、中学や高校では地理の一環として展開することが可能であるとともに、女子が低賃金労働に従事する社会的背景についても扱うことができるならば、日本の男女の労働状況との比較などを通じて、ジェンダーの問題が日本だけでなく世界に存在することを、子どもに理解させることにもつながるであろう。

さらに、ジェンダーに敏感な(ジェンダー・センシティブな)子どもを育成する授業の提案も、先行研究においてはなされている。例えば関と斎藤は、文献や教育委員会等のウェブサイトから収集できたジェンダー平等の実現に関する小学校の授業例のうち、社会科に関するものがわずかであったことを指摘し、固定的な性別役割分担を子どもに批判的に検討させる授業を提案している(関・斎藤2019)。また渡辺と斎藤は高校の生徒を対象にジェンダーに関するアンケートを行い、「男性が労働によって生計を担うべきである」、「女性が子どもを預けて働くべきではない」という性別役割分業観を持つ生徒が一定数いることなどを明らかにするとともに、童話をもとに性別役割分業観について考えさせる授業、女性の議員比率の問題について考えさせる授業を、科性労働者の置かれる状況について考えさせる授業を、科

目「現代社会」を対象として開発・実践している(渡邉・斎藤2019)。

以上,主要な先行研究に注目して,社会系教科に関する研究が示すジェンダー主流化の可能性や意義について確認してきた。地理歴史科,公民科などの社会系教科は「民主的な社会に生きる市民」を育成することを目標とする教科であり,ジェンダーに敏感な市民を育てることは,性別,民族といった属性に関わりなく個人が社会に意見を届けることができる,民主的な社会,多様性が保障され,一人ひとりが包摂される社会を長期的に形成する上でも重要となろう。

3. 政治学におけるジェンダー不平等をめぐる議論

ジェンダーの問題は教科書記述についての研究を行ってきた歴史学の領域だけでなく,政治学の領域においてもなされてきた。それは,女性が歴史的に男性に比べて不平等な立場に置かれてきたことに対する批判や,男性を中心とした市民像,市民性(シティズンシップ)の捉え直しである。

また、こうした知見に着目する研究は、社会系教科教育研究においてもなかったわけではない。例えば升野は、そうした例としてのウィル・キムリッカの公私区分の見直し論、キャロル・ギリガンやネル・ノディングスの「ケア」概念、ナンシー・フレイザーのジェンダー公正モデルなどに言及し、社会系教科教育のあり方に反省を迫っている(升野2008)。ただし、升野の研究は具体的な授業像を提示するものではなく、升野が挙げた以外にも、社会系教科教育のジェンダー主流化の実現を考える上で役立つ知見は存在する。そこで、本章ではそうした例としてのナンシー・フレイザー、キャロル・ペイトマンなどの主張に注目し、政治学の知見を社会系教科教育で考慮することの意義について確認する。

3-1 フレイザーの主張と女性の不平等

フレイザーはその著書『中断された正義』において、 ジェンダー平等を達成するための男女の労働に関するモ デルを3つ提示している(フレイザー2003)。

一つ目は、女性に男性並みの雇用の機会を保障することで男女を平等にしようとする「総稼ぎ手モデル」である。性別役割分担意識に倣った場合、「男性が労働をしてお金を稼ぎ、女性が家事・育児などのケアワークを担う」ことが効率的であるとされるが、これでは所得格差をはじめとする男女の格差は解消されない。そこで総稼ぎ手モデルでは、ケアワークを家族から市場や国家に移

し、女性の労働市場への参入を促すことによって、男女 が共に働くことができるという意味での平等が実現され るとされる。

二つ目は、女性が主に担っているケアワークに対して経済的な保障を行うことで男女を平等にしようとする「ケア提供者対等モデル」である。「男性が労働をしてお金を稼ぎ、女性が家事・育児などのケアワークを担う」という構造の問題点は、女性を無償でケアワークに従事させ、女性が「ケアワークをやって当たり前の存在である」とみなされかねないことである。そこで、女性が家庭で担うケアワークに対価を払い、ケア提供者の役割を一家の稼ぎ手と同じにすることで、男女が対等な尊厳と幸福を受け取ることができるとされる。

三つ目は、男性にケアワークを担わせることで男女を 平等にしようとする「総ケア提供者モデル」である。総 稼ぎ手モデルは女性を男性並みの労働者にしようとする もの、ケア提供者モデルは女性に男性並みの稼ぎを与え ようとするものであったが、いずれのモデルも女性にだ け環境の変化をもたらし、男性に環境の変化を求めない 点で不平等が存在する。また、総稼ぎ手モデルのもとで は、ケアワークが市場化されても結局その担い手は女性 になると考えられており、ケア提供者対等モデルととも に、ケアを担うのが女性であるという事実、女性ばかり がケアの負担を負わされるという構造も変わらない。そ こで、そうした不平等を解消するのに有効な手立てとし て. 男性が有償労働を担いながらケアワークにも携わ り、ケアの負担を女性にだけ押し付けない真にジェン ダー公正なモデルとして、総ケア提供者モデルが提唱さ れている。

このジェンダー公正モデルを社会系教科の、特に公民 分野の授業で教材として扱うならば、子どもに身近な出 来事をもとに社会のあり方について考えさせることが可能になるであろう。子どもが住んでいる場所でも、誰かがケアワークを担っているはずであり、その分担が性別 役割分担にもとづいているのであれば、性別役割分担と は何かということを子どもに考えさせることができる。またケア提供者対等モデルにならって、「ケアワークは 無償労働のままで良いのか」と問えば、「企業で働くなどの有償労働が、家事を担うなどの無償労働よりも上である」といった、男女の間に上下の関係をもたらすことにつながる考え方を、子どもに批判的に検討させることも可能になる。このように、ジェンダー公正モデルの教材化はジェンダー主流化の実現に関わるものとなる。

また,フレイザーは「サバルタン対抗公共圏」という 概念も提示している。公共圏とは,「言語的コミュニ ケーションを媒介として政治参加が決定され、市民が自 由に共通のものごとについて討議するなかで、国家に対 する批判的な意見を生み出していく空間 | (徐2005: 115). 様々な形の公論形成の場のもと、「公共の問題を 議論する開放的な討論の空間」(舩橋・壽福2013:43) などと定義されるもので、ドイツの思想家ユルゲン・ ハーバーマスはその起源をヨーロッパの貴族のサロンや カフェハウスに求めた(ハーバーマス1994)。しかし、 ハーバーマスが公共圏の主体として想定していたのは, 社会において支配的な立場の白人の男性であったため. そうではない人々も、公共の場ではない非公開の場で、 公共圏を形成していたはずであるとの見方がフレイザー によって打ち出された。それが、「従属的な社会集団の メンバーが自分たちのアイデンティティや利害、必要に ついて反体制的な解釈を組み立て得るような対抗的言説 を発明し伝達する並行的な言説=討議のアリーナ|(フ レイザー2003:123-124) と定義されるサバルタン対抗 公共圏である。

フレイザーはこのサバルタン対抗公共圏の例とし て、20世紀後半にアメリカで発達した、それまで女性の 私的な問題として片づけられてきたセクハラやデートレ イプなどの出来事に言葉を与え、社会に対策を求めるよ う訴えたフェミニズムの運動を挙げている。またフレイ ザーは、19世紀の北アメリカにおいても公式の公共圏か ら排除されていた女性たちが、女性だけの慈善団体をつ くる。男性労働者が抗議行動を起こすときにそれを支え る. 街頭で抗議や行進を行うなどの形で社会に異議申し 立てを行っていたことを示す先行研究をもとに、対抗的 な公共圏は非民主的なものも含めて様々に展開されてき たと述べている (フレイザー2003)。このフェミニズム の運動やアメリカの女性の活動のような事例を歴史上の 事実から探し、授業の教材とすることができるならば、 それは富永がかつて指摘した「女性の社会的地位の変化 がどのようにして起こったのか、その力学を歴史過程の 中で明らかにすること」(富永2010:59) につながるよ うに思われる。

3-2 ペイトマンの主張と女性の不平等

ペイトマンは選挙を介した政治への参加だけでなく、 普通の人々が職場など日常的な生活の中で民主主義を体験することも政治参加に含める「参加民主主義論」を説く政治学者であり、1980年代にはフェミニズムに関する論文も多数発表している。そのうち、「社会契約」に関するものと「福祉国家」に関するものは、社会系教科教育のあり方を考える上でも示唆に富む。 まず社会契約に関しては、ペイトマンはロックやルソーなどの思想家が提示した社会契約論が、女性を排除するものであったことを明らかにしている。具体的には、王権神授説を唱えたロバート・フィルマーの説を否定する論者であるロックの主張に、フィルマーの主張との共通点も見られることを次のように指摘する。

現にロックは、政治権力をなぜ〔父権的権力から〕区別するのかを示そうとして、『統治二論』の冒頭で、妻に対する夫の支配が他の(非政治的な)形態の権力に含まれるのは当然だといっている。ロックは、夫に妻が従属するのには「自然の中にその根拠が」あり、夫は生まれながらに「より有能でより強い」のだからかれの意思が家庭内で支配的になるべきである、とする点で明らかにフィルマーと同意見なのである。だが、生まれつき従属的でありながら、同時に自由で平等であるなどあり得ない。こうして、女性(妻)は「個人」の地位から排除され、平等、同意、慣習といった公的世界への参加から排除されるのである。(ペイトマン2014:182)

このように、本来平等な個人が契約を交わして政府をつくるという、一見自由で平等な社会を構築しようとしているように見える思想であっても、そこには「男性が主で女性が従」という構造が内包されている。またペイトマンは、「このような契約がつくるのは家父長的な市民社会であり、近代的ではあるが男性の属性に基づいた女性支配」であると述べ、こうした特徴を持つ社会契約を「兄弟は、自分たちの法を制定し、独自の性的支配・夫婦間支配の形を確立する」(ペイトマン2014:64)兄弟愛的な社会契約とも表現する。

さらにペイトマンは、ルソーの社会契約の主張に対しても、「女性をシティズンシップから排除しなければ政治的秩序は守れないとかれが明言している事実を、見落としていた」(ペイトマン2014:9)と述べ、その男性中心性をあらためて批判している。またペイトマンは、質的功利主義を唱えたイギリスの思想家ジョン・スチュワート・ミルも、女性の参政権獲得を擁護するなど女性の政治参加の発展に理解のある人物であったと評する一方で、性別役割分業を自然なものとして肯定している点に注目し、その主張には矛盾があると述べている(ペイトマン2014)。

このように、ペイトマンの主張にあっては、科目「世界史」や「現代社会」などで民主主義を支える思想として紹介される社会契約論もまた、ジェンダーの視点から

は課題を含むものであることが示される。もちろん、これまでの教育課程においても、「世界史 A」の教科書などで「フランス人権宣言には女性に関する規定がない」という事実が紹介されるなど、ジェンダーの視点が教科書記述に反映されていなかったわけではない(岡崎ほか2016)。しかし、上記のような記述の仕方では、フランス人権宣言に影響を与えた社会契約論という思想の中に女性差別の要素が含まれているという事実にまで子どもに目を向けさせることができず、社会契約論という思想に対して、「何となく素晴らしいものである」というイメージを、暗黙裡に植え付けることになりはしないだろうか。ペイトマンの主張は、多面的・多角的に歴史的事実や思想をジェンダーの視点から考察させ、子どものジェンダー意識を高めるための一つの視点を提供しているように思われる。

次に福祉国家に関するペイトマンの指摘であるが、福祉国家とは、政府が社会福祉をはじめとする公共サービスを国民に積極的に提供するような国家を指し、行政サービスを市場に委託し財政負担を減らす小さな政府とは対極をなすものとして語られるものである。また科目「現代社会」や「政治・経済」にも用語として出てくるものであり、言葉だけを聞けば「福祉国家のもとでは、誰もが手厚い公共サービスを受けられるのだから、福祉国家には何も問題はない」というイメージを子どもが抱く可能性も否定はできない。

だが、日本も含め戦後多くの国々が転換したこの福祉 国家に関して、ペイトマンは「労働を担い自立する男性 と、その稼ぎに依存し家庭を守り、ケアを国家に代わっ て男性に提供する女性」によって成り立つ家父長的な福 祉国家であったとの批判を展開している。具体的には、 「女性は、男性の被扶養者とされ、正統な『仕事』は私 的領域に位置づけられている」と述べ、福祉国家の発展 が、「病気の夫や老人、親族の介護」など「福祉のある 側面は、公的対策ではなく、家庭の女性(妻)がおもに 担い続けるだろうし、またそうでなければならない」 (ペイトマン2014:286)という点を前提にしていたこ とを明らかにしている。

このように、福祉国家とは「兵役に就くこと、および労働し納税すること」のように「市民としての義務・貢献」を果たすことのできる男性が「失業などで労働市場に参入できなくなった場合」(山田2010:114)に福祉を享受できる仕組みであり、女性を男性と同等な存在として捉えるものであるとはみなすことの難しい概念でもある。こうした福祉国家概念におけるジェンダーをめぐる課題は、高度経済成長期に年金をはじめとする公共サー

ビスが拡充されつつも, 男女別の職務や賃金が正当化されてきた日本の状況を思い起こすことによっても, より理解しやすくなるであろうが, 現在の日本社会においても解消されていない性別役割分業を子どもに批判的に検討させることを考える上で, ペイトマンの主張は示唆に富む。

3-3 その他の政治学における議論

以上, ラディカル・デモクラシー論に関わる2名の論者の主張に注目して, それらの主張と社会系教科教育におけるジェンダー主流化の実現との関係について考察してきたが, このほかにも歴史とジェンダーをめぐっては興味深い指摘が見られる。例えば中村は, ヨーロッパの宗教改革を担ったルターも, 「男性は広い胸と小さな腰を持つがゆえに知恵を持ち, 女性は大きな腰と尻を持つがゆえに, 静かに座っているべき (家にいるべき)」という考えを持っていたことに触れ, プロテスタントの教えであっても女性に対する男性の支配が正当化されていたと述べる (中村2021)。

また、ルソーの主張が男性中心的なものであることは、ラディカル・デモクラシーの論者の一人であるアイリス・マリオン・ヤングによっても指摘されている。それは、例えば以下のヤングの主張に現われている。

たとえば、ルソーの社会構想においては、女性は、情緒と欲望と身体を有するケアの担い手であると考えられ、シティズンシップの公的領域から排除されている。欲望や身体的ニーズに基づく訴えかけが公的な議論に影響を与えることを許せば、市民間の結合関係は断片化され、公的な熟慮の基礎は壊れてしまうと考えられたのである。さらに家庭内でも、女性は支配されなければならなかった。女性の危うい異質な性的特質のため、女性には貞淑が求められ、性的な事柄は生活のみに限定された。女性に貞淑を求めることにより、家族という結合体は互いに分離したままにとどまり、非嫡出子が生まれることによって生じる混沌や血縁関係の混乱を防止することができる。(ヤング1996:103)

ヤングはシティズンシップ概念が男性中心に理解されていることを問題にする過程でルソーの主張を取り上げるのであるが、結局のところこうした男性中心的なシティズンシップ理解にもとづいてシティズンシップを与えようとする限り、女性や労働者、ユダヤ人、アジア人、インディアンといった市民の定義から排除されてい

る人々に同質性を押し付け、集団的差異を抑圧することになるとも述べている(ヤング1996)。そのためヤングの主張は、多様性が保障され、包摂が実現する社会をつくるためには、シティズンシップから排除される人々の存在にあらためて目を向けることが重要であるとのメッセージを内包してもいる。

社会系教科教育のジェンダー主流化を考えることは. そうしたメッセージに応えることにもつながるであろ う。例えばルターの主張をはじめ、キリスト教にも男性 中心主義が垣間見えることを子どもに理解させることが できれば、「女性にヴェールの着用を義務づけるなど女 性差別的な宗教であるとのイメージがもたれやすいイス ラームだけが、女性差別と関わりのある宗教ではない」 という事実をあらためて子どもに示し、 宗教をより客観 的に子どもに捉えさせることも可能になる。また.「歴 史の教科書に書かれているような人々が歴史に影響を与 えることができたのは、そうした人々が男性であったか ら、あるいはそれゆえにシティズンシップを持つ市民で あるとみなされ、人々に受け入れられたからであると考 えることも可能である | という見方を子どもに提示する ことができれば、「なぜ歴史に女性の登場人物が少ない のか という点について子どもに疑問を持たせ、多面 的・多角的に歴史を見る視点を獲得させることができる かもしれない。

このように、ラディカル・デモクラシー論をはじめと する政治学の知見は、社会系教科教育のジェンダー主流 化を考える上でも有益となる。

4. 政治学の知見を踏まえた授業像の提案

ここまでの議論を踏まえて、本章では公民、歴史、地 理の各分野で考えられる授業の姿について考察する。

まず公民に関しては、第2次安倍政権のもとで進められた「女性活躍」が、「フレイザーのジェンダー公正モデルでいうとどれにあたるのか」という問いのもと、男女の賃金格差を示す資料や育児休業の男女間格差を示す資料を用いながら、現在の日本のジェンダー政策の到達点について確認する授業が考えられる。女性活躍は「女性が安心して働けるようになる社会をつくる」ことを目指して行われた政策であるが、これに対しては女性の人権を守るというよりも、女性を単に国家や企業に貢献する労働力とみなすものであり、女性がケアを中心的に担っている事実が考慮されていないとの批判も存在する(竹信2020)。そのため、女性活躍の現状は、フレイザーの示す総稼ぎ手モデルにとどまっており、ケアを担

うがゆえに非正規雇用で働かざるを得ない女性の存在にはスポットが当てられていない、と見ることも可能である(田村ほか2020)。

また上記の問いに加えて、「男女の非対称な関係がいつから形成されてきたのか」という問いを発し、日本が福祉国家の方向性に転じた戦後の時期からすでにその片鱗が見られたことについて子どもに理解させることができるならば、公民の授業であると同時に歴史の授業であるような授業を展開することも可能である。

なお、こうした授業を展開するにあたっては、「歴史 的にそうした状況が続いてきたから簡単には変わらな い」という諦念ではなく、「だからこそ状況を改善する 必要がある」という切実感を子どもに持たせるような工 夫も重要である。歴史を学ぶことの意義は、過去の出来 事をもとに今の社会のあり方や未来の社会のあり方を考 えさせる点にあると考えるが、知識や概念をただ理解さ せるような授業では、子どもに切実感を抱かせることは 難しいであろう。特に、ジェンダー平等のあまり進んで いない日本の状況だけを扱うのでは、子どもの中にジェ ンダー平等の実現は難しいものであるという印象が形成 されるかもしれない。そこで、ジェンダーについて学ぶ 授業を社会系教科で展開する際には、諦念ではなく切実 感にもとづく学びとなるように、アメリカのフェミニズ ム運動をはじめとする外国の様々な事例を取り上げ(す なわち、地理的な視点にも触れ)、ジェンダー平等の実 現がどの国も困難と隣り合わせであったこと、その結果 として女性の地位が向上していったことなども示してい く必要があろう。

次に歴史に関しては、日本史であれば明治大正期に展 開された女性解放運動の活動に焦点を当て, 女性の政治 参加を強めたという「結果」だけでなく、運動がどのよ うに展開されたのかという「過程」に注目する学習が考 えられる。ジェンダー研究の成果においては、女性のた めの女性による雑誌『青鞜』の書き手が「自然主義文学 の男性ジェンダー化された文体や語り」を「社会に読ま れることを意識 | (久留島ほか編2015:194) して用いた ことが示されている。この事例は、男性中心の当時の公 共圏に影響を与えることを意図したと解釈することも可 能である。また、雑誌が出版され、公共空間で多くの 人々の目にとどまるまでに「非公開の場」で女性たちの 中でどのような議論があったのかという点に注目すれ ば、そこには「対抗的公共圏 | が成立していた可能性が ある。このように、社会運動も含めて女性解放の様々な 試みがどのように行われていたのかという内実を授業教 材として扱うことができれば、単に女性が参政権を獲得

したという事実だけでなく、どのように女性が男性中心の社会に影響を与えようとしたのかという動的な側面 (ダイナミズム) についても、子どもに学ばせることができるであろう。

一方,世界史に関しては、フランス革命期だけでなく、ロックが社会契約説を展開した時代のイギリスにおける女性の状況や、キリスト教と女性との関係について資料を示し、子どもに歴史と性の関係について考えさせるような授業が考えられよう。あるいは、富永が日本の世界史教科書の課題として指摘する「叙述が政治史と経済史に偏り、そこから排除された女性の活動の場であった社会史が外されている」(富永2010:61)点に注目し、政治史や経済史だけでなく、社会史や文化史に焦点を当てるような授業を行っていくことも一つの方法であろう。

そして地理に関しては、学習内容をジェンダーに配慮したものにするという方法が考えられる。例えば、イスラーム地域について学ぶ単元で女性が自動車を運転できるようになったサウジアラビアの事例を取り上げることで、イスラームという世界宗教であっても世界全体で見れば多様な形が存在することを生徒に理解させることができるであろう。一方で、そうした単元の授業を行う際に、「それは女性に対する人権を認める動きとして理解できるのか、それとも別の思惑があるのか」と問うたり、「サウジアラビアでは全ての女性が自動車を運転することができるのだろうか」と問うたりして、サウジアラビアの実態について生徒に探究させるならば、一見理想的に見える政策でも実態は異なる可能性があるということについて、実感を伴って理解させることもできるのではないだろうか(2)。

社会契約説や福祉国家という,一見すると何ら問題のないように見える概念の中に女性差別が内包されているというラディカル・デモクラシー論の指摘も踏まえれば、この「問題のないように見えるものを批判的に検討させる」学習こそが、ジェンダー主流化を実現するための重要な鍵となるように思われる。

5. おわりに

ここまでの議論によって、地理歴史科、公民科を含む 社会系教科の学習には、市民を育成する教科であるにも 関わらず学習を通じたジェンダー意識の向上、およびそ れを通じた将来的なジェンダー平等の実現という点では 課題があること、そうした課題を解消し、社会系教科教 育のジェンダー主流化を目指すために、社会系教科教育 研究の知見に加えて政治学研究の知見にも目を向けることも,多様性が保障され包摂が実現した民主的な社会の 実現に向けて役立つことが明らかになった。

一方、本稿においては未検討の課題も存在する。例えば序章において確認した山田の、選挙権が与えられても女性にデモクラシーは存在しないということになる、との主張は、投票による政治参加の限界を示してもいる。そして投票による政治参加を促すことは、2015年の選挙権年齢の引き下げに伴って学校現場で取り入れられた主権者教育においても重視されてきたことである。すなわち、山田や山田の依拠するペイトマンの主張は、現行の主権者教育を批判的に見る際の一つの手がかりともなる可能性がある。こうした点の検討については、今後の課題である。

註

- (1) 中学校や小学校の教科書をめぐっても、ジェンダーの視点から見た課題は指摘されている。例えば中学校社会科公民的分野に関しては、2008・2009年版学習指導要領にもとづいて編集された公民の教科書を分析した橋本が、フランス人権宣言が女性の人権を考慮しないものであったことを記載していた教科書から該当する記述が削除され、教科書記述におけるジェンダーの視点が後退した部分もあることなどに言及している(橋本2015)。
- (2) なお、サウジアラビアにおける女性の自動車運転 の普及については、都市部では進んでも地方では なかなか容易ではないという予想が立てられてい る(福田2019)。

参考文献

- 岡崎勝世,相澤隆,川手圭一,近藤一成,小林亜子,黒木英充,工藤元男,松重充浩(2016)『明解 世界史 A』帝国書院。
- 河西秀哉 (2014)「高校日本史では「女性」をいかに教えているのか? ―近現代史学習の中で―」『神戸女学院大学論集』第61巻2号, pp.51-61。
- 金玹辰 (2018) 「女の子のおもちゃ?男の子のおもちゃ?」升野伸子、國分麻里、金玹辰 (編) 『女性

- の視点でつくる社会科授業』学文社,pp. 14-24。
- 久留島典子 (2010) 「高等学校日本史教科書にみるジェンダー」 『学術の動向』 第15巻5号, pp. 67-69。
- 久留島典子, 長野ひろ子, 長志珠絵(編)(2015)『歴史 を読み替える ジェンダーから見た日本史』大月書 店。
- 小浜正子 (2021) 「社会科教育のジェンダー主流化を」 『社会科教育』第746号, pp. 120-123。
- 徐阿貴(2005)「在日朝鮮女性による「対抗的な公共圏」 の形成と主体構築—大阪における夜間中学独立運動 の事例から—」『ジェンダー研究』第8号, pp. 113-128。
- 関友里, 斎藤周(2019)「ジェンダーに敏感な視点に立った小学校社会科授業構築の試み」『群馬大学教育学部紀要 人文・社会科学編』第68巻, pp. 51-68。
- 竹信三恵子(2020)「ジェンダー平等と日本社会の未来 政治・平等・文化―「企業ファースト化する日本 〈働き方改革〉は何を連れてくるのか」―」『人間 文化研究所年報』第15号、pp. 2-19。
- 田村哲樹,近藤康史,堀江孝司(2020)『アカデミック ナビ 政治学』勁草書房。
- 富永智津子 (2010) 「高校世界史教科書のジェンダー化 に向けて | 『学術の動向』 第15巻5号、pp. 58-61。
- 中村敏子(2021)『女性差別はどう作られてきたか』集 英社。
- ハーバーマス, ユルゲン (1994) 『公共性の構造転換一 市民社会の一カテゴリーについての探求―』 細谷貞 雄、山田正行(訳)、未來社。
- 橋本紀子(2015)「中学校社会科公民的分野教科書のジェンダー視点からの分析」『教育学研究室紀要 「教育とジェンダー|研究』第12号. pp.114-134。

- 塙枝里子(2018)「「平等」から性差別を考えると?」升 野伸子,國分麻里,金玹辰(編)『女性の視点でつ くる社会科授業』学文社,pp.36-48。
- 福田安志 (2019)「サウジアラビアでの女性の自動車運 転の解禁」『中東レビュー』第6巻, pp. 30-33。
- 舩橋晴俊,嘉福眞美(2013)「はじめに」舩橋晴俊,嘉福眞美(編)『公共圏と熟議民主主義―現代社会の問題解決―』法政大学出版局,pp. 3-10。
- フレイザー, ナンシー (2003)『中断された正義―「ポスト社会主義的」条件をめぐる批判的考察―』 仲平 昌樹 (監訳), 御茶ノ水書房。
- ペイトマン, キャロル (2014) 『秩序を乱す女たち? 一政治理論とフェミニズム―』山田竜作(訳), 法政大学出版局。
- 升野伸子(2008)「高等学校公民科「政治・経済」教科書の分析―隠れたカリキュラムとしてのジェンダーメッセージ―」『ジェンダー研究』第11号, pp. 73-89。
- 升野伸子,國分麻里,金玹辰(編)(2018)『女性の視点でつくる社会科授業』学文社。
- 山田竜作 (2010)「フェミニズムとデモクラシー理論 ーキャロル・ペイトマンの再検討を中心に一」『政 治思想研究』第10号、pp. 98-129。
- ヤング, アイリス・マリオン (1996) 「政治体と集団の 差異―普遍的シティズンシップの理念に対する批 判― | 施光恒(訳), 『思想』第867号, pp. 97-128。
- 渡邉麻奈美, 斎藤周 (2019)「ジェンダーに敏感な視点 を育てる高校公民科の授業」『群馬大学教育実践研 究』第36号, pp. 15-29。